市民局指定管理者審査選定委員会議事概要

1　日　時　　令和５年６月２６日（月）　１３時３０分～１６時３０分
2　会　場　　ときわ会館３階　第３会議室
3　出席者　（委　員）横山委員長、近藤委員、橋本委員、山口委員、中村委員、丸屋委員、
　　加藤委員
　（所管課）市民生活安全課
　（事務局）市民生活安全課
4　欠席者　　なし
5　諮問内容と答申結果
　以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨【結果】のとおり答申した。

（審査対象施設）

	施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
ア	さいたま市大宮ソニック市民ホール	1	文化施設	非公募	令和６年４月１日から 令和１１年３月３１日まで
イ	さいたま市ホテル南郷	1	保養施設	公募	令和６年４月１日から 令和１１年３月３１日まで
ウ	さいたま市新治ファミリーランド	1	保養施設	公募	令和６年４月１日から 令和１１年３月３１日まで
エ	さいたま市見沼ヘルシーランド	1	保養施設	公募	令和６年４月１日から 令和１１年３月３１日まで

6　議事要旨
（１）委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について
　委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】
　委員長には、法律的視点があり、客観的な立場から議事を進めていただける方として、横山委員が選任された。委員長職務代理者には、企業の健全性、財務状況の観点から審査ができるとして近藤委員が指名された。

（２）指定管理者選考方法案について
ア　さいたま市大宮ソニック市民ホール（市民生活安全課所管施設）
　所管課から以下の説明を受けた。
■募集区分
　単独
■設置条例名・設置目的
　さいたま市大宮ソニック市民ホール条例
　市民文化の向上及び市民相互の交流を促進するため
■施設概要
　≪所在地≫　さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５
　　ソニックシティビル４階

≪主な施設≫　集会室

■業務内容

・施設利用に関する業務

・施設等の管理に関する業務

・利用促進に関する業務

・その他の業務

■指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間とする。

■募集方法

非公募とする。

大宮ソニックシティは、ホール棟、オフィス棟、ホテル棟、広場等からなる複合施設であり、区分所有者も埼玉県、日本生命保険相互会社、さいたま市の３者であり、様々な業態のテナントが多数入居していることなどから、一体的に管理運営を行うことが効率的かつ効果的であり、埼玉県のホール等の指定管理者と同一であることが望ましく、非公募により指定管理者を選定したいと考えている。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第３条第１項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、利用率向上のための提案、経費縮減、管理運営体制等の項目について、配点のウエイトを２倍とする。

最低制限基準として、３つの審査項目の合計点が満点の６０％に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等

・利用料金制を導入する。

・令和４年度までの実績額及び令和５年度計画額を基に、財政課と協議の上算出している。

【質疑】

Q　指定管理者が修繕しない箇所はさいたま市が費用を負担するのか。

A　リスク分担表の中で、250 万円以下の修繕は指定管理者、250 万円以上の修繕はさいたま市が負担するものと定めている。

Q　別添１－２及び申請要項 13 ページ中「(1) 管理運営体制」について、他３施設は「施設の安全管理への配慮が具体的になっているか（感染症要望対策を含む)」となっているのに対し、本施設の資料のみ「(感染症予防対策を含む)」の文言が抜けているが、意図してのことか。

A　記載漏れのため、修正する。

Q　申請要項 10 ページ及び提出書類チェックシート中「⑫　労務管理に関する書類」ついて、「直近の概算・増加加算・確定労働保険料申告書控」とあるが、直近のものだけでは正確に把握できないため、直近２年分の資料を提出させた方がよい。

Ａ　「直近２年分」と訂正する。

（質疑等終了、所管課退室）

【結果】

さいたま市大宮ソニック市民ホールについては、以下のとおり修正することが適切であると答申することに決定した。

・申請要項１０ページ及び提出書類チェックシート中「⑫　労務管理に関する書類」について、「直近の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」を「直近２年分の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」に、「直近の被保険者標準報酬決定通知書」を「直近２年分の被保険者標準報酬決定通知書」に修正する。

・別添１－２及び申請要項１３ページ中「(1) 管理運営体制」について、「施設の安全管理への配慮が具体的になっているか」を「施設の安全管理への配慮が具体的になっているか（感染症予防対策を含む)」に修正する。

イ　さいたま市ホテル南郷（市民生活安全課所管施設）

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市ホテル南郷条例

市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図るため

■施設概要

《所在地》 福島県南会津郡南会津町界４５４番地

《主な施設》 客室２１室、売店、食堂、浴室など

■業務内容

・施設管理運営に関する業務

・安全衛生を確保する業務

・施設の設置目的を達成するために必要な業務

・その他の業務

■募集要件

平成２０年度以降に、保養を目的としたホテル南郷に類似した施設又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を５年以上継続して行った実績があること。

■指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間とする。

■募集方法

公募とする。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第３条第１項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、利用率向上のための提

案、経費縮減、管理運営体制等の項目について、配点のウエイトを２倍とする。

最低制限基準として、３つの審査項目の合計点が満点の６０％に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等

・利用料金制を導入する。

・令和４年度までの実績額及び令和５年度計画額を基に、財政課と協議の上算出している。

【質疑等】

Q　募集要件において、「平成２０年度以降」としている理由はなぜか。

A　本施設は平成２０年度に指定管理制度が導入されたため、平成２０年度以降としている。

Q　仕様書２０ページの「ホテル南郷温泉水中ポンプ引き上げ業務仕様書」について、業務要領に実施回数を記載した方がよいのではないか。

A　御指摘のとおり修正する。

Q　大宮ソニック市民ホール同様、労務管理に関する提出書類について、「直近２年分」と修正した方がよい。

A　御指摘のとおり修正する。

【結果】

さいたま市ホテル南郷については、以下のとおり修正することが適切であると答申することに決定した。

・募集要項８ページ及び提出書類チェックシート中「⑫　労務管理に関する書類」について、「直近の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」を「直近２年分の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」に、「直近の被保険者標準報酬決定通知書」を「直近２年分の被保険者標準報酬決定通知書」に修正する。

・仕様書２０ページ中「３　業務要領」について、「⑷　本指定管理期間中、最低１回は本業務を実施すること。」を追加する。

ウ　さいたま市新治ファミリーランド（市民生活安全課所管施設）

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市新治ファミリーランド条例

豊かな自然環境の中で市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るため

■施設概要

《所在地》 群馬県利根郡みなかみ町相俣１５９番地１
《主な施設》 コテージ、バンガロー、温泉棟など
《開設期間》 ４月１日から１１月３０日まで

■業務内容
・施設管理運営に関する業務
・安全衛生を確保する業務
・設置目的を達成するために必要な業務
・その他の業務

■募集要件
保養を目的とした新治ファミリーランドと類似した施設又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を５年以上継続して行った実績があること。

■指定期間
令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間とする。

■募集方法
公募とする。

■選定基準（審査項目・配点）
「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第３条第１項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、利用率向上のための提案、経費縮減、管理運営体制等の項目について、配点のウエイトを２倍とする。
最低制限基準として、３つの審査項目の合計点が満点の６０％に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等
・利用料金制を導入する。
・令和４年度までの実績額及び令和５年度計画額を基に、財政課と協議の上算出している。
・令和６年度は中規模修繕を見込んでいる。

【質疑等】
Q　中規模修繕中の指定管理者の業務はどのようなものを見込んでいるか。
A　仕様書８ページ記載のとおり、利用者からの問合せ対応、敷地内の維持管理、市民生活安全課との連絡調整等を想定している。

Q　申請資格要件において、ホテル南郷は指定管理制度導入の「平成２０年度以降」との記載があったが、新治ファミリーランドに記載がないのはなぜか
A　新治ファミリーランドは平成１８年度に指定管理者制度が導入されたため、「平成１８年度以降」との文言を追加して修正する。

Q　先の２施設同様、労務管理に関する提出書類について、「直近２年分」と修正した方がよい。
A　御指摘のとおり修正する。

【結果】

さいたま市新治ファミリーランドについては、以下のとおり修正することが適切であると答申することに決定した。

・別添３－１及び募集要項６ページ中「保養を目的とした新治ファミリーランドと類似した施設又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を５年以上継続して行った実績があること。」を「平成１８年度以降に、保養を目的とした新治ファミリーランドと類似した施設又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を５年以上継続して行った実績があること。」に修正する。

・募集要項８ページ及び提出書類チェックシート中「⑫　労務管理に関する書類」について、「直近の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」を「直近２年分の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」に、「直近の被保険者標準報酬決定通知書」を「直近２年分の被保険者標準報酬決定通知書」に修正する。

エ さいたま市見沼ヘルシーランド（市民生活安全課所管施設）

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市見沼ヘルシーランド条例

市民の健康の維持及び増進を図るため

■施設概要

《所在地》　さいたま市緑区大字大崎３２２番地１

《主な施設》浴室、大広間、温水プール、アスレチックルームなど

■業務内容

・施設管理運営に関する業務

・安全衛生を確保する業務

・施設の設置目的を達成するために必要な業務

・その他の業務

■募集要件

・事務所の所在地がさいたま市内にあること

・平成２０年度以降に、温浴施設、プール、アスレチックルーム等がある見沼ヘルシーランドと類似業務施設の管理運営業務を５年以上継続して行った実績があること。

■指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間とする。

■募集方法

公募とする。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第３条第１項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、利用率向上のための提案、経費縮減、管理運営体制等の項目について、配点のウエイトを２倍とする。

最低制限基準として、３つの審査項目の合計点が満点の６０％に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等

・利用料金制を導入する。

・令和４年度までの実績額及び令和５年度計画額を基に、財政課と協議の上算出している。

【質疑等】

Q　見沼ヘルシーランドの利用者数は。

A　令和４年度６９，９８８人、令和３年度６２，９０８人、令和２年度２９，１４９人、コロナ禍前の平成３０年度が８０，７８４人となっている。

Q　施設の目的として市民の健康増進があると思うが、何かイベント等を行っているのか。

A　現指定管理者では、プールでのウォーキングやヨガ教室などの自主事業を行っている。

Q　先の３施設同様、労務管理に関する提出書類について、「直近２年分」と修正した方がよい。

A　御指摘のとおり修正する。

【結果】

さいたま市見沼ヘルシーランドについては、以下のとおり修正することが適切であると答申することに決定した。

・募集要項８ページ及び提出書類チェックシート中「⑫　労務管理に関する書類」について、「直近の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」を「直近２年分の概算・増加概算・確定労働保険料申告書控」に、「直近の被保険者標準報酬決定通知書」を「直近２年分の被保険者標準報酬決定通知書」に修正する。

以上